

長 建 産 発 第 8 号
令 和 4 年 5 月 6 日

会 員 各 位

長 崎 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

プラスチック資源循環法 判断基準の手引きについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立したことに伴い、環境省にて、排出事業者等が取り組むべき措置に関する「判断基準」が定められ、併せて「判断基準」に関する手引きが別添のとおり作成されました。

つきましては、同手引きについて、全国建産連を通じ国土交通省より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

【参考】

プラスチック資源循環の特設サイト

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

環境省 HP プラスチック資源循環法関連

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

プラ法の制度を説明した動画が公開されております。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/setsumeika>